

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当市は昭和 30 年代までは、農林業中心の産業であったが、昭和 35 年 4 月に「裾野町工場設置奨励条例」を制定。以降、産業集積が進み、県下で 20 番目の市へと移行した昭和 46 年に、人口は 3.2 万人余りとなった。その後も企業の立地が進み、平成 10 年に人口は 5 万人を突破。当市は、企業集積が進み、人口が増加するとともに、経済が活性化し、成長を遂げた。

多くの企業が集積し、働く人が多い東名裾野 IC 周辺の北部地域のまちづくりを推進していく中で、地域や立地企業の方々を含めた協議会が設立され、まちづくりに参画している。また、子どもや親子を対象とした学習活動やイベントへの協力等企業のまちづくりへの参画が見られ、今後企業と地域が連携したまちづくりが期待される。

当市の総生産について、平成 20 年のリーマンショック前後の総生産の推移をみると、グローバル経済圏で活動する製造業は付加価値額が大きく変動しているのに対し、他の産業は概ね横ばいとなっている。これは、当市の産業構造として、多くの地域の中小企業は市内の大手企業と直接的な生産・取引関係が少ないからだと考えられる。当市の労働生産性について、近隣市町に比べ、「製造業」「卸売業・小売業」「学術研究、専門・技術サービス業」「医療・福祉」の分野においては、近隣より高く、その他分野の底上げが求められている。

当市の生産（付加価値額）は、第 3 次産業の比率が最も高い状況である。当市の生産額（産業中分類別）は、輸送用機械、サービス業、一次金属、その他の製造業、運輸・通信業の順であり、総数としての第 3 次産業の比率が高いものの、産業中分類で見ると、第 2 次産業に該当する産業の強みが見られる。特化係数からは、一次金属、輸送用機械、パルプ・紙、その他の製造業、食料品が 1.0 を超えており、全国的にみて、これら産業の集積が確認できる。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の 1 つとなり、更に経済発展していくことを目指す。これを実現するため、裾野市は先端設備等導入計画の認定目標件数を 3 年間で 10 件とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

裾野市の産業は、農林業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

裾野市の産業は、駅周辺、東名裾野 IC、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする

(2) 対象業種・事業

裾野市の産業は、農林業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取り組みは対象としない。
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・ 市税の滞納がないこと。
- ・ 先端設備等導入計画を認定した者の進捗状況について調査を実施する可能性があることについて考慮すること。